

平成27年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年10月22日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成27年10月22日

東京都教育委員会第16回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第284号議案

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

第285号議案から第288号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成27年度「全国学力・学習状況調査」の結果について
- (2) 「スポーツ特別強化校」の指定について
- (3) 不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）について
- (4) 都民の声（教育・文化）について〔平成27年度上半期（5月～9月）〕
- (5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	乙武洋匡
委員	山口香
委員	遠藤勝裕
委員	宮崎緑

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	金子一彦
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	伊東哲
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	出張吉訓
特別支援教育推進担当部長	松川桂子
指導推進担当部長	鯨岡廣隆
人事企画担当部長	鈴木正一
（書記） 総務部教育政策課長	岡部渉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第16回定例会を開会します。

本日は、NHK外8社、個人は9名から取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回9月10日開催の第14回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。では、第14回定例会の議事録については、承認いただきました。

前回10月8日開催の第15回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第285号から第288号までの議案並びに報告事項（5）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 題

第284号議案

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第284号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、福利厚生部長、お願いします。

【福利厚生部長】 第284号議案は、東京都教育委員会職員住宅の管理規則の一部を改正する規則で、これを御審議いただきます。

改正理由としては、大島における元町第二住宅の新設であり、11月1日から施行したいと考えています。また、大島にある大島吉谷住宅、大島元町住宅の二つは昭和30年代から40年代にかけて建設された住宅であり、老朽化に伴い、平成28年3月31日限りで廃止したいと考えています。

職員住宅の概要です。教育委員会が所有している教職員用職員住宅は、平成22年度に福利住宅を廃止しました。残っている職員住宅は、職務住宅、つまりそこに必ず住んでいただかないと仕事にならないため勤務地の敷地の中又は敷地周辺に住んでいただく場合と、島しょ地域や多摩地域の一部などへき遠な地にあつて、事実上、その地域、その島に住まなければ職務が全うできない職員を居住させるための準職務住宅であり、大部分を島しょ地域にあります。うち大島町は202戸あり、現在、94パーセントの入居割合となっています。大島元町住宅のように、昭和30年代に建築されて塩害でかなり傷んでいても、教職員が異動になった場合は補修して入居できるような住宅は無理して残していたという事実もあります。

新設の元町第二住宅は24戸です。廃止される吉谷住宅及び元町住宅は年度末まで使

うものもあるため3月31日限りで廃止することになります。大島の吉谷住宅昭和44年に建設されたもの、大島元町住宅は昭和37年、昭和46年に建設されたものです。廃止する住宅は両方を合わせて10戸、新設する住宅は24戸となっています。

説明は以上です。

【教育長】 本件について、御意見、御質問等がございますか。

それでは、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——
〈異議なし〉——では、本件については、原案のとおり承認いただきました。

報 告

(1)平成27年度「全国学力・学習状況調査」の結果について

【教育長】 報告事項(1)平成27年度「全国学力・学習状況調査」の結果について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 報告資料(1)平成27年度「全国学力・学習状況調査」の結果についてを御覧ください。

「全国学力・学習状況調査」は、先月中旬に文部科学省から発表があったのですが、その後、東京都教育委員会として私どもなりに分析し、本日、その状況を公表させていただきます。

この調査の実施日は本年4月21日です。

調査対象は、公立小学校・特別支援学校小学部の6年生、公立中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部に在籍する3年生です。

人数は、小学生が約9万人、中学生が約7万5,000人です。

調査内容は、小学生が国語、算数、理科です。中学生が国語、数学、理科です。理科については、3年おきに実施しており、今回は2回目です。

そのほかに、児童・生徒に対する意識調査、学校の教員に対する学校質問紙調査も実施しています。

教科に関する調査の結果概要ですが、全国と東京都の平均正答率の比較から、中学

校の理科を除き、小学校、中学校の全ての教科で全国の平均正答率を東京都の児童・生徒が上回っている状況です。

これについて、別紙1を御覧ください。上段が小学校、下段が中学校を表しています。棒グラフの部分が東京都の状況、黒い折れ線は全国の平均正答率、青の折れ線は、今回の調査で各教科ともに上位だった県の状況を表しています。こうした比較から、東京都の児童・生徒の場合、小学校も中学校も全国平均を上回っていますが、上位県に対しては、上位層の部分でかなり差があります。

全国との比較に関して、算数Aと数学Aの表を御覧ください。学力層について、受験した全国の児童・生徒を25パーセントごとに上からA層、B層、C層、D層と分けたものです。東京都は、A層が全国平均よりも多くなっています、D層は全国平均よりも少なくなっています。このことについて、過去の経年変化を見ていただきたいと思います。

報告資料(1)の1枚目にお戻りください。真ん中の欄の中段にある、赤や青の折れ線グラフを御覧ください。算数、数学において、平成21年度から27年度までの推移を示したものです。縦軸は、全国平均と比較して少ない場合はマイナス、多い場合はプラスでその差を示してあります。A層、B層の割合の状況です。平成21年度から27年度まで、小学校、中学校ともにA層とB層の割合が上がってきています。そして、C層とD層の割合が下がってきています。こうしたことから、平成21年度から比べてA・B層が増加し、C・D層が減少しており、基礎・基本の定着が図られているのではないかと分析しています。

問題文などを具体的に御覧いただきたいと思いますので、別紙2の1ページをお開きください。これは小学校の国語の問題ですが、枠内に示した説明文を読み、棒線部分の内容は一体どのような工夫をして書いているのかということを読み取る問題です。全国の平均正答率が86.0パーセントに対して、東京都は87.7パーセントという結果が出ています。

別紙2の5ページを御覧ください。中学校の数学の問題です。この問題は、正方形で示された証明を平行四辺形においても適用しつつ答える問題です。全国の平均正答率が49.6パーセントのところ、東京都は54.5パーセントということで、東京都として

は良い結果が出た問題を紹介させていただきました。

逆に、東京都の正答率が低いものとして、別紙3の2ページに記載されている、小学校算数、割合の問題があります。これまでも課題として御指摘を頂いている問題で、20パーセント増量された洗剤が480ミリリットルであった場合、元の洗剤の量はどの位だったかという問題です。全国平均正答率が13.1パーセントで、東京都は全国よりも良いのですが、18.5パーセントという低い正答率です。毎回、学校にも割合の学習に関する課題を指摘して、その指導をしています。依然として低い正答率のままです。

別紙3の6ページを御覧ください。中学校の理科の問題です。中学校の理科で実験結果を比較して、与えられた質問に正対した考察を考えるという問題です。課題が、「ほかの種類魚でも、えらぶたの開閉回数は、水温が高くなると増えるのだろうか。」という課題であるのに、「考察」のところ、「水温が10℃から25℃の範囲では、同じ水温でも、魚の種類によってえらぶたの開閉回数は異なると考えられる。」ということで、課題は「水温が高くなると」となっていますが、「考察」は「同じ水温でも」ということで、正対していないという問題です。全国平均正答率が47.4パーセントで、東京都は48.8パーセントということで、やはりこれも半数以上の生徒ができていません。

こうした問題の中で、良い例、悪い例が見られます。

報告資料(1)の1ページにお戻りください。中央の欄の下段の辺りに、「課題のある問題例」として記載してありますが、国語などでは、筆者の意図を踏まえ、構成や表現を工夫している部分を捉えることや、与えられた資料から情報を読み取り、その情報を基に自分の考えを具体的に表現するといったことにやや課題があるだろうと考えています。また、算数は先ほどの割合の問題などに課題があります。理科は、実験結果を活用した問題に対しては、東京都の児童・生徒の正答率が低いという結果が出ています。

教科に関する調査については、こうした状況です。

資料右側の欄、「6 学校質問紙、児童・生徒質問紙調査の結果概要」について、特に顕著な調査結果を御紹介します。学校に対しての「放課後を利用した補充的な学

習を実施しましたか。」についての回答として、平成25年度から徐々に増えてきており、平成27年度は、小学校の場合、「週に1回」と「週に数回」を合わせると35.9パーセントまで増えてきています。中学校の場合、平成27年度は「週に1回」と「週に数回」を合わせると42.2パーセントになり、補充的な学習を毎週実施している学校が増加傾向にあります。

児童・生徒に対する質問で、「家で、自分で計画を立てて勉強していますか。」に肯定的な回答をする児童・生徒が増加傾向にあります。これは、小学校、中学校共に右肩上がりになっています。しかしながら、学校の授業の予習や復習をしている児童・生徒の割合は、全国平均や上位県と比べて低く、東京都の児童・生徒は学校の授業に対する予習や復習がまだ足りない状況です。

別紙4を御覧ください。現行の学習指導要領の基本的な考え方の中で、それぞれの教科で言語活動をしっかり行うことの重要性が言われていますが、言語活動あるいは実生活等で、そうした活動をきちんとしていることと平均正答率の関係について示しています。言語活動の典型的な例ですが、発言や活動の時間をしっかり確保している学校は、全国の平均では46.2パーセントですが、東京都は40.8パーセントということで、東京都の方が、発言や活動の時間を確保して授業を進めた割合が全国と比べると低いこととなります。

また、資料上段の右側は、学級やグループで課題を設定して、解決に向けて話し合っているかどうかということで、いわゆる協働的な学習のようなもので、こうしたものも上位県においてはかなり取り入れられていますが、上位県と比べると東京都は少し低い状況にあります。

いずれにしても、児童・生徒の思考力や判断力、表現力を育むために、言語活動や協働的な学習、いわゆるアクティブラーニングと言われているものについては、今後もしっかり取り組んでいく必要があるかと思えます。

報告資料(1)の1ページ、一番下の欄を御覧ください。こうしたことから、今後においても東京都の学力を高めていくため、放課後を活用した補充的な学習を充実させていき、小学校向けの東京ベーシック・ドリルは開発を終えましたが、中学校でも開発し、基礎的・基本的な力をきちんと定着させていく取組を進めていきたいと思

ます。さらに、思考力・判断力・表現力などを育むために、言語活動が今後も一層充実するような授業を各学校が推進するよう、促していきたいと考えています。

あわせて、今後、ICTを取り入れた授業が有効であるということから、ICT等を効果的に活用するために、どのような方法があるかなど、そうしたことを研修などでも取り組んでいきたい、また、ICTを導入する上で、東京都教育委員会として支援できるようにしていきたい、このようなことを考えています。

「全国学力・学習状況調査」の結果について、報告させていただきました。よろしくをお願いします。

【教育長】 本件について、御意見、御質問がございますか。

【遠藤委員】 児童・生徒の学力の全体の方向としては、過去からの推移を見ると、良い方向に向かっていると理解してよろしいですか。

【指導部長】 東京都の場合、児童・生徒の学力は確実に上がっていると思います。

【遠藤委員】 基本的なことですが、これは文部科学省が主導して実施している全国調査ですので、対象が公立学校になると思います。東京都の場合は、私立の小学校・中学校があり、特に中学校の場合は私立のウエートが高いという面があります。そういう意味では特殊な部分があって、東京都の公立学校と全国の公立学校との相対的な比較というのは、特に趨勢線を見る場合には意味があると思います。東京都の中学生の学力の程度を見た場合、単に上位県との比較では正確には出てこないのではないかと疑問を常に持っています。

したがって、私自身、データは持っていませんが、感覚的には、例えば東京都の中学生全体の中で、公立学校と私立学校の生徒の比率と、上位県と言われている道府県の調査対象の公立学校と私立中学校の生徒数の比較、そうしたものの偏差値で割り戻してみるとか、そういうことも必要ではないかと思います。

しかし、そういうことをしなくても、東京都の場合であれば、東京都の私立中学校の生徒数と公立中学校の生徒数の比率がどの位なのか、データとしてあれば教えてください。

【指導部長】 東京都の私立学校の中学生在全国学力・学習状況調査にどの程度参加しているのかというと、今は具体的な数字を持ち合わせていませんが、それほど参

加していません。

【遠藤委員】 全国学力・学習状況調査に参加しているか、参加していないかではありません。東京都には公立中学校と私立中学校があって、仮に全体で見たらどうなのかということをお尋ねしているのではなくて、東京都の場合、例えば、全体の中学生のうち公立中学校に通う生徒は7割で私立中学校に通う生徒は3割で、上位県の秋田県や福井県の場合は公立中学校に通う生徒が9割で、私立中学校に通う生徒は1割しかいないとします。そうすると、生徒の学力水準を社会全体から見て推し測る場合、これだけで東京都の生徒の学力が低い——マスコミ等はよくそういう取上げ方をしますが、それは少し違うのではないかと思います。

私はこれを否定しているわけではなくて、東京都は相対的に今まで、私がさう勢線と申したのは、全体の流れの中では、これが上方に上向いていく、上位県よりも上になる、あるいは、上位県に近づいていくということは非常に大切だと思うし、そのための放課後の学習指導などが大事であると思います。しかし、これをもって東京都の児童・生徒の学力について社会全体から見ると、間違った理解をするのではないかと思います。ですから、その参考のために、学力テストに私立校の中学生が参加しているかということではなくて、絶対的な人数が知りたいわけです。

【学力調査担当主任指導主事】 詳細ではなく、割合でお答えします。平成27年度の段階で、公立中学校が約75パーセント、国立・私立中学校が約25パーセントの割合です。

【遠藤委員】 小学校だと、東京都は公立小学校が90パーセント近くになるのではないかと思います。

ちなみに、福井県や秋田県の割合は分かりますか。

【学力調査担当主任指導主事】 秋田県の私立中学校は1校のみです。

【遠藤委員】 100パーセント近くが公立ですね。分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 同じ数字でも、解釈によってその後の施策が変わってくるようになりますので、こういう調査は、そのデータから何を読み取るかということが大変大事だと思います。もはや世の中は平均値では何も語れない時代になり、個の時代になっ

ています。例えば基礎・基本はできるが、応用が弱いということが全体像からは出てきますが、個別に精査していくとどうなのかということは、いろいろと状況があると思います。

そうすると、ここから読み取ったものに対して、その後、どのような対応をしているかという今後の取組がいろいろ記載されていますが、これも、A、B、C、Dという層に分けたのであれば、それぞれで違うでしょうし、苦手な科目を克服し、得意な科目を伸ばすことにすると、対策も違って来るかもしれません。

ICTについては、気を付けなければいけないと思うのは、概念的なものはテクニカルに上手になっても、自ら考えて何かを作り出すことに対してマイナスに働く場合があります。タッチ一つで全部できてしまうと、文字を書くなどの努力をしないことが、意外に逆作用になることもあると思います。層によって違うでしょうけれども、相手に対応したきめ細かな取組ということで、お手数かと思いますが、今後の取組をもう少し細かく考えていただきたいと思います。

おそらく、これが教科書の採択等にも関わってくると思います。何を伸ばそうとするのか、どう教えるのか、そういうデータとして、証拠としての使い方も可能だと思いますので、細かく分析していただきたいと思います。

【指導部長】 私どもも同感でありまして、細かに取り組んでいきたいと考えています。

今回、全国学力・学習状況調査としては、国語、算数・数学、理科の状況で、これはしっかり調査していきたいと思いますが、これと併せまして、東京都が独自に実施している学力調査がありまして、来月の教育委員会定例会で、小学校は4教科、中学校は5教科についての報告をさせていただきたいと思っています。全国学力・学習状況調査と東京都の学力調査を併せて分析したことなどを中心に、今後の東京都教育委員会としての施策を、区市町村教育委員会と連携しながら進めていけるような報告をさせていただきたいと思っています。

【宮崎委員】 よろしくお願ひします。

もう一つ、余計なことですが、やはり点数は技術的な面があって、先ほど御説明があった理科のエラの問題などを拝見しますと、答えが分からないのではなくて、問題

の主旨が読み取れていない児童・生徒もいるように思います。そういう面での訓練がどの程度必要なのか、しかし、それは学力とは言わないのか、言うのか、まず、学力とは何ぞやということから考える必要があるのではないかと思います。

【乙武委員】 今の御報告をお伺いしていると、放課後の学習もかなり効果を生んでいるのではないかと受け取りました。では、この放課後の学習を誰が見ているかという、おそらく教員だと思います。

私の教員時代を振り返ってみると、3時、4時に児童が帰宅して、そこから会議や研修、校務分掌、教材研究などがあって、8時、9時まで帰れなかった生活を送りました。その上、放課後も児童が残って、その勉強を見るとなると、全てが後ろ倒しになっていくわけで、どこまで対応できているのかと思います。教員は残業代が付きませんので、私たちは、盛り込めるだけ盛り込もうとしてしまう悪癖がどうしても出てきてしまうと思います。それは、今、ちまたで言われているブラック企業化してきてしまうおそれが非常に強いと思っています。

説明をお聞きしていて、行うべき方策として、一つは、地域支援本部のようなものを設置して、この放課後学習は地域で見えていただくとか、あるいは、教員がきちんと見る代わりに、教員でなくてもできるはずの仕事を地域に振っていくという二つの方策があるのではないかと思います。

個人的には、学習の面倒を見ることは教員の本来の仕事と思っているので、放課後学習は教員が教える方がいいと思っています。しかし、今、教員がいろいろと行う仕事の中で、私自身も経験してみて、これは別に教員がしなくてもいいのではないかと感じる仕事もありました。例えば、この場でもお話しさせていただいたかもしれませんが、私は、学校の校務分掌の中で、ホームページを更新する担当でした。しかし、それは、教育公務員が、ある程度高いお給料をもらって行う仕事かという、地域のボランティアやパートタイマーの方などでも十分に対応できるのではないかと思います。放課後学習を教員がしっかりと教えることは大賛成ですので、その分として何かを抜くことを考えないと、やはりパンクしてしまうのではないかと思います。

【教育長】 今の御発言に対しては、私からお答えさせていただきます。

乙武委員がおっしゃるとおり、今、学校現場、教員の過重感がかなりあることは、

私どももそう認識しています。そういう中で、外部人材をどう活用するか、地域の力をどう拡大させていくのかということが、私どもにとっての重要な課題であると思いますので、資料に掲げてあるような取組の具体化に向けて、庁内で調整を進めていきます。そうしたことを念頭に置いて、きちんと対応したいと考えています。よろしくお願いします。

【宮崎委員】 例えば、大学ではSA (student assistant)制度というものがかなり普及しています。一步先に学んだ学生が、まだ学んでいない後輩や同級生などを手伝って一緒に学習していく形です。教えるということは、大変身につきます。自ら受け身で何かを勉強するのではなく、人に教えるということは相当理解していないと教えられませんので、SAを担当している学生は成長が目覚ましいです。

小学校や中学校でも、すぐに外部化してしまう前に、内部で先輩が後輩に教えるなどすると、先輩と後輩の人間関係も良いものが築けるでしょうし、新たな親分子分関係のようなものができてしまうとまた問題ですが、そこはうまく指導するようにして、大学で実施しているSA的なものをこういう教育の中にも導入することを検討していただいてもいいのではないかと思います。

【指導部長】 今お話にありましたような取組については、例えば、区市町村の中で、近隣に大学があるような自治体では徐々に取り組み始めた区市町村もあると聞いています。そういう意味では、大学生のようなアシスタント的な人材を、有料アルバイトとして活用している自治体もあると聞いています。

【宮崎委員】 外部人材ではなくて、在籍している児童・生徒の先輩が後輩に無料で教えるということです。

【指導部長】 そうしたことについても、少し考えたいと思います。

いずれにしても、教員が対応している学校もあれば、外部の者が教えている学校もあるなどいろいろですが、区市町村教育委員会と話し合いながら、いろいろな施策を進めていくことができればと思っています。

【山口委員】 東京都の児童・生徒の学力が上がっているということで、すばらしいと思います。資料を見ると、上位県と比較しても、予習・復習をあまりしていないけれども学力が高いということは、まだ伸びしろがあるのではないかと思います。ま

た、予習・復習を家であまりしていなくても学力が伸びてきているということは、学校の授業がしっかりしているからだと思います。基本的には、帰宅後は外で遊ぶことも大事ですし、いろいろなことをしてほしいと思いますので、とりあえず学校の授業の中でしっかり学んで、それで平均点以上が取れるということは、学校教育の成果でもあると思います。そこは、教員が良い授業をしていることであるということ伝えていただいて、もう少し対応したらもっと良くなるということ、それは保護者に向けても、現状はこうですが、まだ伸びしろがあることを伝えていただくことも重要であると思いますので、よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】 総合教育会議でも申し上げましたが、平成25年度から、小学生の方は変わらず、多少良くなっている程度ですが、中学生の成績は劇的に向上しました。私は、都教育委員会に関わってから、かなり詳細にデータを見ていますが、これだけ成績が向上した例は、他の地方自治体についてはなかったのではないかと思います。かねて指導部にお願いしておりますが、改善した原因について詳しく分析していただきたいと思います。私は、小1プロブレム・中1ギャップのための加配を知事をお願いし、財政当局がそれをお認めいただいたことが改善につながった最大の理由ではないかと思います。

山口委員からもお話がありましたが、教育庁は教員の皆さんに、繰り返し学習や効率的な学習を積極的に導入してほしいということを強く伝えてきましたね。このような劇的な改善は、私も山口委員と同じように、教員の努力が実った結果だと思っています。平成25年度に、児童・生徒、特に中学生の成績が向上した際に私が非常に喜びましたら、あまり喜ばない方がいいですよ、来年は下がるかもしれませんからと言われました。しかし、私は絶対に下がらないと確信していました。というのは、全ての教科で急激に成績が向上したからです。この3年間連続して上昇傾向にあります。秋田県がずっと1位を守っていることは素晴らしいことではありますが、東京都がこれだけの成績向上を短期間に成し遂げたことは大変素晴らしいことで、このことを教員の皆さんに是非伝えていただきたいと思います。

加配の措置1年後にアンケート調査が実施されましたが、学校長や教員にいろいろ

なことをお伺いした中で、教員の回答について、教員の皆様に元気が出たことが読み取れました。加配によって教員数が増えたことによって、生徒と向き合う時間が増えた、学習指導の計画を十分時間をかけて練ることができるようになった、そういう回答をされた教員はたくさんいらしたので、これは間違いなく成績の上昇は続くと思われました。教員の皆様に一層の励ましの言葉を送っていただきたいと思います。ただ、財政措置を今後とも続けていかないと、また成績が下がってしまうと思われるので、よろしくをお願いします。

一つ気になっているのは理科の成績です。全国の^{しっかい}悉皆調査では、本年、理科のテストが初めて行われました。前にサンプリングで1回実施していますが、その際も東京都の成績は非常に悪かった。今回、国語と数学については、中学校では東京都が全国平均を上回っていますが、一つだけ下回っているのが理科です。理科は、前回のサンプリング調査の際もそうでしたが、実験結果を考察させるという種類の問題がほとんどなので、東京都の児童・生徒は、実験の回数が他府県に比べて少ないのではないかという気がします。その辺も調査していただいて、方策を考えていただきたいと思います。

いずれにしても、これだけ成績が上がったことは全国的にも例がありません。東京都教育庁指導部の大変な業績だと思います。この傾向が今後とも続くことを祈っています。

質問ですが、今後、更に成績を向上させるために、どのような施策を打ち出すのか、指導部で何かお考えがありますか。

【指導部長】 これまでどおり、学力下位層・中位層の部分をしっかり底上げしていくと同時に、上位県に肉薄するためには、中位層を上位層に上げていかないと難しいので、この辺りも対応していきたいと思います。そうすると、一人一人の児童・生徒にしっかり向き合っていくことが極めて重要であることから、習熟度別指導を更に徹底していくことと、ベーシック・ドリルなどをきちんと、できるだけ多くの児童が家庭でも使っていけるように工夫するなど、多様な形で進めていきたいと考えています。

【木村委員】 学校が特定されてしまうかもしれませんが、私が住んでいる地域に

回覧板が回ってきて、地元の小学校や中学校の成績が記載されていました。アンケート調査結果についてもかなり詳細な結果が出ておりましたので、秋田県の結果と比較してみました。驚いたことに、私が住む地域の学校の方が秋田県の平均よりもはるかに高くなっていました。区市町村教育委員会の管轄になりますが、小学校でも、中学校でも、相当意欲的にいろいろな方策を展開して成績を伸ばしている学校があるようですので、そういう学校の経験を共有するメカニズムも是非考えていただきたいと思っています。

【乙武委員】 資料の別紙4で、発言や活動の時間を確保しているか、グループで学習しているか、この辺りがかなり有意な差があるのではないかというデータが示されていますが、これはどういうレベルでの公開をされる予定でしょうか。

【指導部長】 この資料自体は公開しますので、どなたでも御覧になれると思いますし、これは学校質問紙調査から出てきているものですので、自由に取れると思います。

【乙武委員】 このデータから導き出された結果を教員にしっかりと伝えていくことが重要であると思っています。一般的に言えば、ホームページなどで公開したので興味がある人は御覧くださいで終わってしまうと、大変もったいないと思います。むしろ、東京都教育委員会の側から、最近では、教員が登録して情報を取りに行く教員専用のサイトがあったり、教員が読んでいるような雑誌があったりすると思うので、そうした媒体にこちらから働き掛けていって、こういうデータが上がってきて、こういう授業を行うと児童・生徒の学力が伸びますよということを教員に是非伝えてください。もちろん研修などでも伝えていくと思いますが、もっと広く、早く対応していくためには、その辺りまで都教育委員会でも進めてしまってもいいのではないかと思います。

【教育長】 ほかにはよろしいでしょうか。

各委員からいろいろと御意見を頂きました。頂いた御意見を十分に踏まえさせていただいて、更なる学力向上に努めたいと思います。

本件については、報告として承りました。

(2) 「スポーツ特別強化校」の指定について

【教育長】 報告事項(2)、「スポーツ特別強化校」の指定について、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 東京都の長期ビジョンにも位置付けられています、本年度の教育庁主要事務事業の一つである「スポーツ特別強化校」の指定について、説明します。

部活動の競技力向上ですが、これまで、平成25年には東京国体、平成26年には、千葉県、神奈川県、山梨県と合同開催したインターハイ、これらに向けて競技力向上に取り組んできています。今般、2020年に向けて、更に都立高校の運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進していくために、「スポーツ特別強化校」を指定することとしています。

現状ですが、今年の夏インターハイに出場した都内の生徒数は1,191人います。サッカーのような団体種目や陸上のような個人種目も含めて、全部で約1,200人です。そのうち都立高校の生徒が130人で10.8パーセントの割合です。この割合を更に高めていきたいということで、基本方針としては、全国大会や関東大会を目指し、それらを目指すことによって学校の特色化を強めていくという趣旨です。

まず、経緯ですが、年度の初めに「スポーツ特別強化校」を公募したところ、47校123の部活動から応募がありました。それらを、実績、指導者、年間指導計画などを審査して、このたび23校50部の指定に至っています。分類としてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型とあり、Ⅰ型、Ⅱ型が「スポーツ特別強化校」です。Ⅰ型の「特別強化部」は、現在でも全国大会に出場する、あるいは、都内では常に上位に進出している学校や部活動です。オリンピック種目や、そうではない種目もありますが、41部15校を指定しています。イメージとしては、一つの学校の中に複数の部活動が全国大会を目指している学校を「スポーツ特別強化校」に指定するものです。

Ⅱ型は「育成競技」です。これは、東京国体、インターハイまで、私立学校も含めてマイナー種目の育成がなかなか進んでいなかった状況もあり、それらの大会を目指して、都立高校でマイナー種目を育成していくものです。そうしたことを踏まえて、

8校9部を「スポーツ特別強化校」に指定しました。

ここまでで23校50部ありますが、Ⅲ型としては、Ⅰ型の「特別強化部」に非常に近い部活動もありましたので、今回は50部を指定していますが、将来は100部まで指定を伸ばしていく予定です。そこで、来年度は、もう少しだったという意味合いを込めて「準特別強化部」を10部認定することにしました。

これらの学校の取組として、もちろん、特色ある学校づくりを進めますが、単に競技力向上にとどまらず、生徒全体の健全育成やマイナー種目の育成、オリンピック・パラリンピックに向けて、こうした大会への貢献、特にスポーツボランティア、競技運営ボランティアなどとして活動するように取組例を示して、これから取り組んでまいります。

指定期間は3年間で、実際の学校名は報告資料(2)の別紙に、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分けて記載してあります。Ⅰ型は、足立新田高等学校の相撲部以下、ほとんどの部活動が関東大会や全国大会の常連校です。例えば、城東高等学校の硬式野球部、雪谷高等学校の野球部などは甲子園にも出場しました。また、三鷹中等教育学校のサッカー一部、駒場高等学校のサッカー部、東久留米総合高等学校のサッカー部は、何年かに1回ずつは、この学校の中から正月の高校サッカーに出場するような名門校です。

Ⅱ型の「育成競技」については、日本橋高等学校のボート部、ヨット部を含めて8校9部。Ⅲ型の「準特別強化部」については、深川高等学校の剣道以下10校10部を認定しています。

これまで都立高等学校のお話をさせていただきましたが、特別支援学校における競技力向上については、今年度から、スポーツ教育推進校を10校指定し、まず障害者スポーツの普及とパラリンピックに向けて競技力向上の事業を進めています。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 御意見、御質問をお願いします。

【宮崎委員】 こういう部活動は指導者にかなり左右されると思いますし、教員の異動によって、それまでは良かった成績が陰ってしまうなどもよく聞く話ですが、「スポーツ特別強化校」に指定した後、指導者の配置等も考慮した施策になっているのでしょうか。

【指導推進担当部長】 教員の異動に関しては、部活動の実績を踏まえて、校長の学校の経営計画に基づいて、例えば、この部活動をもう少し面倒見させるという方針も認めていますし、仮に、異動に際しても、同様の力量を持った教員に引き継いで、必ず、その部活動に熱心な指導者が途切れるようなことがないような対応を人事部では行っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 「スポーツ特別強化校」は、競技力向上を目的にしていると思いますが、広く考えれば、オリンピック・パラリンピック教育の一環とも捉えられます。オリンピック・パラリンピックの教育推進校とスポーツ特別強化校が重なっている学校も多くあると思いますので、競技力を向上していく一方で、オリンピック・パラリンピックへの意識も、この生徒さんたちにも高めていってほしいと思います。勝つことは重要であるけれども、それ以外にも意味があることを理解しながら、都立高校の生徒たちには成績を伸ばしていってほしいので、そこをお願いします。

また、競技力というものは、高等学校3年間で急激に伸びることもありますが、競技によっては、小学校あるいは中学校からの継続の強化や育成が重要になってきますので、指定された都立高等学校においては、地域や中学校などとの連携をなるべく行い、指定された学校だけが単独で行うことがないように――それは仕方がない面もありますが、特に中学校から高等学校に進む際に、日本は3年・3年で区切られるので、受験などを挟むと、そこで半年位休んでしまうわけです。そうすると、高等学校から大学もそうですが、強化としてはそこが弱点になってしまいますので、そうした点も教員に御理解いただいて、連携強化もしていただきたいと思います。

【遠藤委員】 総予算7,500万円の使い方ですが、例えば、指定校に対して、指定校になったからこれだけの予算をあげますということなのか、あるいは、指定校からそれぞれ強化費として具体的に申請があって、それについて7,500万円の範囲内で査定して交付していくのか、この7,500万円の使い方が具体的に決まっていたら教えてください。

【指導推進担当部長】 後者です。これから学校に説明会を行いまして、部活動によって、例えばどういう物が必要なのか、どういう人が必要なのか、それぞれの状況

によって異なりますので、学校から希望を出していただいたものを全体の中で査定しながら、学校の希望に沿うような形で配付していきたいと考えています。

【遠藤委員】 「人」ということは、こういう人をコーチとして呼びたいので、この位の報酬を払いたいなどのことも対象になるわけですね。

【指導推進担当部長】 はい。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告として承りました。

(3) 不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）について

【教育長】 次に、報告事項（3）、不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）について、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料（3）を御覧ください。私どもでは、5月に「不登校・中途退学対策検討委員会」を立ち上げて、学識経験者の方をはじめ、教育、福祉、労働、フリースクール等の民間団体の関係者によってこれまで検討を進めてまいりました。このたび検討委員会から中間のまとめとしての報告書が提出されましたので、報告申し上げます。

「中間のまとめ」の冊子は大部ですので、概要版にて説明申し上げます。

まず、不登校・中途退学対策検討委員会では、不登校や中途退学の問題が児童・生徒の将来の自立を難しくしてしまうことを含んでいる大きな社会問題であるとし、その解決のためには学校の取組だけでは限界があるという認識の下、社会全体で対応するための方策について検討しています。

現在、小・中学校の不登校児童・生徒は、これまで数年間は減少傾向にありましたが、平成25年度から2年度連続で増加し、割合も全国よりも高い状況になっています。また、都立高校の不登校生徒、中途退学の数は減少傾向にありますが、定時制の割合が高いといった状況がまだあります。

報告資料（3）の2ページを御覧ください。学校を中心としたこれまでの取組とし

て、全ての小・中・高校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心のケアに当たるなどの取組を実施してきています。また、小・中学校段階では、区市町村教育委員会が、学校とは別の場所に不登校児童・生徒の学校復帰を支援する目的で受け入れて、いろいろなサービスを提供する適応指導教室を設置していますが、適応指導教室に不登校児童・生徒の全体の2割しか通えていないという状況があり、また、そこに通室している児童・生徒の約2割が学校に復帰している状況があり、一定の成果は上げていますが、今後、体制の充実が課題であると指摘されています。

また、高等学校段階では、生徒の多様なニーズに応え、様々なタイプの高等学校を設置し、生徒の興味や関心、適性に応じた受入れを促進してきたことも、中途退学者が減少したことの一つの理由になっていると考えられています。

都立高校10校では、中途退学者への進路決定を支援する事業を実施しておりますが、こうした取組の充実も必要ということです。民間においても、フリースクールで居場所の提供等様々な支援が行われている現状を指摘しています。

こうした状況を踏まえて、基本的な考え方が3点示されています。1点目は、児童・生徒が将来社会的に自立できるよう支援することを目標に取り組むことです。そのためには、できる限り学校に復帰することを目指すことが重要ですが、学校にどうしてもなじめない児童・生徒もいることを考慮し、そうした児童・生徒には、自立を促す観点から、学校以外での学びの場も認められるべきとしています。

2点目は、学校を離れ、社会との関わりがないまましていると、子供の成長にとっては大きなマイナスですので、社会との接点を持ち続けられるように支援することが重要であるとしています。

3点目は、的確な支援を行うため、まずは児童・生徒に寄り添い、状況を理解することが大切であり、同時に、保護者に対しても共感的な理解に努めながら適切な支援を行う必要があるとしています。

3ページを御覧ください。支援体制の構築に向けての視点として、児童・生徒の成長を見通した長期的な視点に立った支援が必要であり、学校のみならず、福祉や労働等様々な関係機関と連携した取組が求められ、そうした中、児童・生徒の居場所を確保し、将来に向けた再チャレンジの機会を提供していくことが必要とされています。

具体的な方策の方向性として5点示されています。1点目は、個々の児童・生徒の状況を十分にアセスメントした上で、一人一人に合った支援計画を作成・支援していきます。

2点目は、不登校・中途退学の多様な要因や背景に的確に対応していくために、学校と関係機関が支援のためのネットワークを構築し、関係機関と連携した多角的な支援を実施していく体制づくりを推進します。そのため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーやキャリアコンサルタントなどの専門家からなる支援チームを設置し、学校への助言や家庭に対する直接的な支援を行う体制を整えるとともに、学校では、支援チームや関係機関との窓口となるコーディネーター役の教員を指定して、校内の取りまとめや学級担任の補佐を行うことが有効であるとしています。

3点目は、不登校児童・生徒が再チャレンジを行うための場の充実です。まず、小・中学校段階においては適応指導教室の充実を図ることが重要であり、設置者が区市町村となっていますので、区市町村教育委員会と都教育委員会がその在り方について協議していく必要があるとされています。また、八王子市で不登校の児童・生徒を受け入れている学校が設置されています。この学校は、学校教育法施行規則に基づき、不登校の児童・生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成することが認められている学校であり、授業時数を通常の学校の8割程度に抑え、教科の指導と体験的な活動のバランスのとれた教育を行っており、こうした取組が広がることが期待されています。高等学校段階においては、都立のチャレンジスクールが成果を上げていることから、そうしたチャレンジスクールの充実が必要とされています。

4点目は、教育委員会や学校、フリースクール等が情報交換を行う場を設けて民間との関係を構築することが挙げられています。

5点目は、保護者に対する支援の充実も行うべきとされています。

検討委員会では今後も検討を続け、年度末を目途に最終報告を取りまとめていく予定です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 御意見、御質問をお願いします。

【乙武委員】 報告資料（3）の2ページ、4の（1）に二つの考え方を示してい

いただいています。1点目は、社会人として生活していく上で学校は役割が大きな場所であること、2点目として、どうしても学校になじめない児童・生徒もいることから、学校ではない場の確保が必要ではないかということが記載されています。2点目の考えが近年になってようやく認められるようになってきたかと思います。そうした意味で、今後、適応指導教室の役割が問われてくるかと思います。現段階までは、お示しいただいた二つの考え方のうちの一番目の考え方に沿って、適応指導教室はあくまで学校に戻すための場所であるとされています。しかし、実際に、なぜ2割程度しか適応指導教室に通わないのか、そして、なぜ通っているうちの2割程度しか学校に復帰できないのかということも考えると、この適応指導教室がどれだけ機能できているのか、若干疑問を持たざるを得ない部分があると思います。

それであれば、一斉に学校に戻す目的で対応するのはやめようというのは尚早だと思いますので、有意な差が分かるということは、条件が違う二つのものがあって初めて有意な差が出てくると思います。ですから、適応指導教室の運営主体が区市町村教育委員会なので、どこまで連携が図れるかにもよりますが、例えば、一部は、今までのまま学校に戻すことを目的として運営し、一部は、あくまでもここは居場所である、受け皿であるということで、学校に戻すことを目的とはしない方針で運営してみて、その結果、どれだけ有意な差が表れるのか、表れないのか、今後の方針を探るためにもそういう違いを持たせた運営方針で適応指導教室一部見直していくことも、政策としてあり得るのではないかと考えました。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。不登校・中途退学対策検討委員会も、本文では同様の指摘をしまして、2割しか通えていない、なかなか出て来られない児童・生徒がいることについて、適応指導教室の場でさえもハードルが高い児童・生徒もいるであろうことから、そこをどう受け入れていく態勢を整えるかが一つあります。もう一つは、学校に復帰していく児童・生徒もいるので、それを支援していくことも一つあります。更にもう一つとして、適応指導教室から上級学校、その次の進路へ向かって進む児童・生徒もいる状況もあるので、そういうことを含めて、区市町村教育委員会としっかり協議してほしいという御指摘を受けていますので、私もそうしたことを踏まえて今後検討していきたいと考えています。

【乙武委員】 よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 素朴な質問ですが、不登校の原因はいろいろあって、今の御説明では、学力の問題や社会生活の問題などが出てきていると思いますが、いじめが原因の不登校はどの位入っているのでしょうか。原因によって対応の仕方が違うと思いますが、その辺の分析はできているのでしょうか。

【企画担当課長】 本文の4ページ、図表4を御覧ください。いじめが直接の原因となっているのは、小学校で5件、中学校で2件です。

【宮崎委員】 そこは拝見したのですが、いじめが原因ですと言えなくて悩んでいたり、「本人に係る状況」として「不安など情緒的混乱」、「学校に係る状況」として「友人関係」などがありますが、その辺はどう解釈するのかと思って伺いました。

【教育政策担当部長】 4ページの図表4は、教職員による学校側の回答です。5ページの図表5「学校を休み始めたきっかけ」は、不登校を経験した児童・生徒に文部科学省が追跡調査を実施している結果で、いじめの部分ではなかなか分からない面がありますが、「友人との関係」が、児童・生徒から最も多くあります。もちろん、いじめが少ないという捉え方をしておらず、この「友人との関係」の中に様々なものが含まれているのだろうという認識を持ちながら進めていきたいと思っています。

【乙武委員】 今のことに関連して、私自身、これまでかなり不登校の児童・生徒やフリースクールの取材を続けてきた中で、児童・生徒は、自分でもはっきりとした原因が分からないと答える子供が非常に多くいます。こうしたアンケートに答えさせられて、無理に答えなければいけないとなると、これに当たるのかなということでも回答している子供がほとんどです。「学校を休み始めたきっかけ」という設問に関しては、どの児童・生徒も結構明確に把握していて、これがきっかけで学校に行けなくなったけど、そのきっかけさえクリアできれば戻れるのかということ、やはり戻れない児童・生徒が多くいます。そういうことを考えると、それが原因ではないことをわりと多くの児童・生徒が言います。

フリースクールの先生方などにお話をお伺いしても、ほとんどの事柄は、何か原因を突き詰めて、その原因をクリアすれば問題になっていることが解決するのではない

かと考えがちであるけれども、こと不登校に関しては、大人が原因を求めよう、求めようとしても、子供の中では原因がはっきりつかめておらず、そこを深く掘り下げると、かえって子供たちを混乱させてしまったり、深い闇に追いやってしまうことも多いということをおっしゃる先生が多くて、どのように取り組んだらいいのか、その原因から導けないだけに難しいということは、私も感じています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。――よろしいですか。

それでは、本件については報告として承りました。

(4) 都民の声（教育・文化）について〔平成27年度上半期（4月～9月）〕

【教育長】 次に、報告事項（4）、都民の声（教育・文化）について〔平成27年度上半期（4月～9月）〕の説明を、総務部長、お願いします。

【総務部長】 報告事項（4）について説明します。

「都民の声」については、1年に2度、この場で報告していますが、広報・広聴の広聴と言われる部分でありまして、一般的な都民の声、請願、陳情、公益通報制度の四つに分けて報告させていただいています。今回も資料に従って報告します。

まず、「1 都民の声」ですが、都庁第一庁舎の3階に全庁的な「都民の声 総合窓口」があり、私どもの局にも局の広報・広聴窓口があります。また、学校に苦情や御意見が寄せられます。そうしたものを全てまとめたものとお考えください。方法も、メールや電話、手紙、直接窓口においでになってお話しされるものの総計です。

平成27年度の上半期の受付件数は1,276件で、過去と比較すると比較的少なかった状況です。「都民の声」の傾向として、特定の案件があると、そのことについてかなり多くの声が寄せられる傾向にあります。例えば、平成25年度の上半期では体罰に関する御意見、平成25年度の下半期では「はだしのゲン」の閲覧に関する御意見、また、中学駅伝が大雪で中止になったのですが、それを実施してほしいという御要望がかなり多くきました。今回は、そういう意味では特定の事案への声が比較的少なかったため、御意見の総数としても少なかったのではないかと考えています。

次に、1ページの「(2) 性質別 件数内訳」ですが、今回は「苦情」と「意見」

が多くありました。傾向としては例年と大きくは変わっていないと考えています。

2 ページの「(3) 分野別 件数内訳」を御覧ください。例年と同様、「教職員」に関するものが4割弱あり、「生徒指導」が4分の1程度となっています。

3 ページからは、具体的な事例を記載してあります。まず、「体罰・不適切な指導に関するもの」217件のうち、上の2件は、マスコミでも報道されたので御記憶かとも思いますが、集団行動の集合時間に生徒が遅刻したため、都庁前広場で正座させた教員の行動に関して、不適切であるという御意見が上の内容欄、教員は当然の指導をしたという御意見が下の内容欄でございます。合わせて100件以上寄せられており、これが上半期の声としては多くの件数を占めました。

内容欄の3番目、これは部活動において、かなりの降雨の中、教員が生徒を立たせたままミーティングをしていたのを御覧になり、御意見が寄せられました。実態を調査したところ、急に雨が降ってきたため短時間でミーティングを切り上げたとのことでしたが、雨に濡れていたことは事実ですので、学校長から当該教員を注意しています。

「教職員の含む・接遇等に関するもの（体罰等を除く。）」が158件ありました。内容欄の4番目、教員が学校を休んで遊園地に行ったという投稿をSNSにしていた、不適切ではないかという都民からの声です。実態は、確かに休んで行ったのですが、夏休み期間中に休暇を取って行っておりました。それを「学校を休んで」という表現をしたことが適切ではないということで指導をしております。

内容欄の5番目は、これも最近非常に多いのですが、児童・生徒を対象とした教職員の、特にわいせつ行為等について、許されないという御意見です。

「行事・部活動・生活指導等に関するもの」についても、類型は毎回変わりますが、件数は非常に多く、学校の騒音では、部活動中の声、あるいは、体育祭の練習の音楽などがあります。これらについても、校長連絡会等を通じて、近隣にきちんと配慮する、あらかじめお断りする等、それぞれの学校に応じた対応をするようにと周知しています。

また、最も下の内容欄のように、歩道で広がって部活動のランニングをしているのを改善してもらいたいという声も寄せられています。

4 ページの「学校の管理・運営に関するもの」を御覧ください。学校行事にいられた保護者の方が、学校近隣の施設の駐車場に勝手に車を止めてしまい、本来の利用ができない、住民の方に御迷惑がかかっている、きちんと指導してほしいという声です。

内容欄の一番下です。台風や災害の際、休校の判断は校長が行いますが、たまたま隣り合った高校で、片方は休校にして、片方は休校にならなかった。この判断はおかしいのではないかという声が寄せられています。

次に5 ページを御覧ください。「2 請願」です。この「請願」は、教育委員会規則に基づいて定められた様式で提出されるものであり、「都民の声」とは違って特定分野に集中する傾向があります。今回も、26件全てが教科書採択に関するものでした。平成25年度は、「生徒指導」が300件と多かったのですが、「はだしのゲン」の閲覧に関するものでした。

6 ページの「(2) 分野別の事例」を御覧ください。教科書採択のうち「中学校歴史・公民教科書採択について」が25件、「高校日本史教科書採択について」が1件でした。なお、請願については、請願者に検討結果を通知すると定められていますので、概要欄の記載にありますような内容で通知をしています。教科書採択の御審議を頂くに当たり、教育委員の皆様には机上に置いた請願書を御覧いただいたと思いますが、あの請願書に対する回答となります。

7 ページの「3 陳情等(団体請願)」を御覧ください。分野別に御覧いただきますと、100件のうちの55件が教職員に関するもので、この大半は「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について」で、52件を占めています。この52件のうち47件が、処分された教員に対する再発防止研修を行わないようにという御意見でした。2番目が「学校運営」に関するもので、22件ありました。3番目が「生徒指導」に関するもので、18件ありました。

具体的な事例は8 ページを御覧ください。「教職員」に関するものは、再発防止研修の中止に関するものが大半でした。

「学校運営」については、それぞれの学校について、更に施策を充実するように、施策予算充実の要望という形で寄せられています。このような内容は議会等にも請願や陳情で声が寄せられますので、一括して予算編成の中で反映しています。

9 ページは、「生徒指導」に関することで、「教科書採択について」が11件ありました。また、「防災訓練について」として、米軍や自衛隊が参加する防災訓練に児童・生徒を参加させるなどという声が寄せられています。

10 ページ、「4 公益通報制度」を御覧ください。公益通報制度については2段に分けて記載しています。上段の「教育庁等窓口」は公益通報者保護法に基づいて設置している窓口で、私どもの内部に窓口を設け、東京都の教員が声を寄せるための窓口です。下段の「弁護士窓口」は、平成25年4月から受付を開始したもので、公益通報の意義を私どもとしてより広く解釈して、声を受け入れるために、弁護士を窓口に置きまして、「教育庁等窓口」では対応できない匿名での通報、区市町村の教員に対する通報なども通報対象としている窓口です。件数を御覧いただきますと、法の専門家である弁護士が窓口になっている弁護士窓口の利用が多く、平成27年度上半期は4件となっています。

公益通報については、制度上この場で具体的な内容を申し上げられないのですが、傾向を申し上げますと、4件の通報者は、保護者が2人、匿名が2人です。内容については、体罰に関するものが1件、校長の服務に関するものが1件、いじめ指導がきちんとできていないというものが1件、教員と生徒との不適切な関係が1件です。

これらにつきましては、弁護士からの調査依頼を受けて私どもが調査し、結果を弁護士に返して、弁護士が調査完了と判断すれば、弁護士から通報者に報告していただくというものです。なお、表のとおり、年々通報件数が減ってきていますが、この要因については、平成25年度、26年度は、平成25年度以前の案件に関する通報が半分位を占めていまして、今年度はそのような案件がなかったことが一つ、もう一つは、公益通報になじまない相談、例えば生徒間のいじめなどについて適切な相談窓口を弁護士から紹介してもらったためだと考えています。

また、前回御報告した際、委員の皆様から、「こういう制度はきちんと教員等に周知すべきである」という御意見を頂戴したことを踏まえ、ホームページを充実するとともに、区市町村の指導室・課長会や都立学校の校長連絡会、服務研修などで周知を図ってきました。今後とも周知を図ってまいりたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 御意見、御質問がございますか。

【乙武委員】 私が教員として学校現場にいた頃に強く感じていたこととして、学校は苦情に弱く、謝罪しなくてもいいことまですぐに謝ってしまうという体質があります。

報告資料の3ページに記載されていた事例で、きちんと休暇を取得して遊園地に行っていたことをSNSに上げたら苦情を頂いたという件がありました。私の感覚で言うと、わざわざSNSに上げることかと言われれば、個人的には、別に上げる必要があることではないと思います。しかし、だからといって、SNSに上げたことが指導対象になるかという、それも別に必要ないのではないかと思うのです。これはあくまで私の価値観であって、皆さんがどう思われるかはまた別だと思います。いずれにしても、何か苦情を受けたら全て謝罪するというのではなく、「これは規則上の問題がないことです」、「これは学校長の判断で対応しています」など、説明すべきことはきちんと説明し、襟を正すべきことに関しては襟を正していくということで、個別にきちんと対応していくことをお願いしたいと思います。

【総務部長】 ありがとうございます。3ページの事例の件は、詳細を確認したところ、教員が休暇を取得して遊園地に行った際の書き込みに「仕事を抜け出して」という表現を使ってしまったようです。ですから、御覧になった方が、いかにも「工作中に」行ったと誤解してしまったということです。SNS全般について言えることで、生徒に対しても指導していることですが、表現には注意するように、当該教員に対し校長が指導しました。

【宮崎委員】 SNSについては非常に問題があります。リテラシーに関しては、教員にもきちんと周知した方がいいかと思います。書き込み内容だけではなく、例えば気付かずに著作権侵害をしてしまうなどの問題が出てきています。せっかく声として寄せられたのですから、いただいたものはきちんと対応した方がいいのではないかと思います。

乙武委員の御意見にも通じますが、寄せられた声に対しての返事、対応をどのようになっているのか、きちんと規定化されているのか伺います。

もう一つは、子供が発信するSOSを受ける窓口について、もちろんスクールカウ

セラーもいらっしゃれば、養護の先生や担任の先生にも話ができるかもしれないけれども、親にも言えない、学校でも言えない、どこに言おうかと思った場合の窓口はどうなっていますか。

【総務部長】 まず、寄せられた声に対しての返事の有無ですが、基本的には、お答えできるものはお答えするように努めています。しかし、今回の事例でも、4ページにある、文化祭等に車で来た保護者がスーパーの屋上を満杯にしたという声については、どこの高等学校の事例かも分からず、意見を寄せてきた方も匿名だったため、お返事のしようがありませんでした。こういうものについては、もちろん、改善のための対応はしていますが、直接はお返事していません。

また、予算に関係するものの中には、議会審議とも絡むため個別にはお答えできないものもありますし、声を寄せてきた方によっては返事は要らないという方もいらっしゃいますが、できるだけ対応することを基本にしています。

子供から寄せられる声に対しては、もちろん、都民の声総合窓口についても子供の声はだめだと拒絶しているわけではないので、子供が声を寄せた場合にも同様にきちんと対応しています。それ以外に、学校内にも窓口を設け、児童・生徒が声を出せるような取組をしています。

【教育監】 東京都教育相談センターでは、児童・生徒にいじめや悩みがある場合に対応できるよう24時間の相談体制を敷いて、電話番号が記載されたカードを全ての児童・生徒に配布して、何かあれば相談できるよう周知してきています。

【宮崎委員】 電話だけですか。

【教育監】 メールアドレスも入っています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 3ページの最上段の事例ですが、一つの事案に対して賛否両論の意見が出ているようですが、こういう事例は多くあるのでしょうか。マスコミに取り上げられた都立高校の事案では、私の知り合いからは、あの高校の生徒の日頃の学校周辺での行動等から考えて、教員はよく指導したという声を圧倒的に聞きました。ちなみに、この事案の場合、指導がけしからんという御意見と、よく指導したという御意

見との比率があれば、教えてください。

【総務部長】 まず、賛否が分かれる御意見が多いかという御質問ですが、賛否両論あることが多いです。

都庁前広場で正座をさせたという件に関しては、全107件のうち100件以上が「教員は当然の指導をした」という御意見で、「指導は不適切である」という御意見は1桁でした。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、本件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月12日(木) 午前11時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、11月12日の木曜日、午前11時から教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 ほかによろしゅうございますか。

では、これから非公開の審議に移ります。

(午前11時05分)